

## 東海市条例第18号

### 東海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海市国民健康保険税条例（昭和44年東海市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

第8条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第22条第1項中「66万円」を「67万円」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号のエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 第2条第5項の被保険者均等割額 被保険者 1人について 1,190円

オ 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 1人について 70円

第22条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 第2条第5項の被保険者均等割額 被保険者 1人について 850円

オ 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 1人について 50円

第22条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 第2条第5項の被保険者均等割額 被保険者 1人について 340円

オ 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 1人について 20円

第22条第2項中「及び同条第3項の被保険者均等割額」を「、同条第3項の被保険者均等割額及び同条第5項の被保険者均等割額」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第2条第5項の被保険者均等割額 次に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項の規定により同項第1号エに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 255円

イ 前項の規定により同項第2号エに掲げる額を減額するものとされた納税義務

者 425円

ウ 前項の規定により同項第3号エに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 680円

エ アからウまでに掲げる納税義務者以外の納税義務者 850円

第22条第3項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、「同じ。）」の次に「並びに第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額(18歳以上被保険者均等割額のうち、出産被保険者につき算定したものに限る。以下この項において同じ。）」を、「被保険者均等割額」の次に「並びに18歳以上被保険者均等割額(第1項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)」を加え、「及び被保険者均等割額の区分」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の区分」に改め、同項第6号中「得た数」を「得た額」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 第2条第5項の所得割額 出産被保険者ごとに、当該出産被保険者につき算定した当該所得割額の12分の1に相当する額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額

(8) 第2条第5項の被保険者均等割額 出産被保険者ごとに、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれ次に定める額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額

ア 第1項の規定により同項第1号エに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 43円

イ 第1項の規定により同項第2号エに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 71円

ウ 第1項の規定により同項第3号エに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 114円

エ アからウまでに掲げる納税義務者以外の納税義務者 142円

(9) 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額 出産被保険者ごとに、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれ次に定める額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額

ア 第1項の規定により同項第1号オに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 3円

イ 第1項の規定により同項第2号オに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 5円

ウ 第1項の規定により同項第3号オに掲げる額を減額するものとされた納税義務者 7円

エ アからウまでに掲げる納税義務者以外の納税義務者 9円

第22条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する第2条第5項の被保険者均等割額（被保険者均等割額のうち、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定したものに限る。以下この項において同じ。）は、被保険者均等割額（前3項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。